『住民と自治』(通巻679号)11 月号付録 2019 年 11 月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第202号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ﾎﾟﾗｰﾉ･どんぐり 103 号 TEL/FAX 0282(83)5060
メール：support@tochigi-jichiken.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://tochigi-jichiken.jp
郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

○ 無責任な栃木県の種子条例 山 口 正 篤 ---------- 2
○ さようなら原発！栃木アクション２０１９のご案内 大 木 一 俊 ---------- 3
○ 「指定廃棄物に関するシンポジウム」のご案内 野 崎 嵩 史 ---------- 4
○ 第 24 回小さくても輝く自治体フォーラムに参加して 渋 谷 敏 夫 ---------- 6

台風 19 号で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます

■１１月４日(月)13:30～第 12 回とちぎ地域・自治フォーラム

「子ども虐待を考える～背景と解決に向けて」

前号及びチラシの住所が誤って市役所になっていました。訂正します。

□ 会場：宇都宮市総合コミュニティセンター（ 宇都宮市明保野町 7-1 ）
・基調講演「子ども虐待とは何か、現状とその背景、解決に向けて」浅 井 春 夫 立教大学名誉教授
・報 告「栃木県の子ども虐待の現状と自治体の対応」 直井 茂 元栃木県児童相談所職員
・討 論 子ども虐待の解決に向けて討論 司会 太 田 正 とちぎ研究所理事長

■１１月５日～６日 第 48 回 市町村議会議員研修会 in 名古屋

□ 会場：ウィンクあいち（愛知・名古屋市） ※ 詳細８頁参照

■１１月９日(土) 13：00～

「第8回 さようなら原発！栃木アクション2019」(脱原発パレード)

□ 会場：宇都宮城址公園 ※ 詳細３頁参照

■１２月７日（土）13：30～地方自治問題研究機構設立 20 周年記念シンポジウム

憲法をいかし、地域の未来をどう切り拓くか
～「自治体戦略 2040 構想」と地方自治

□ 会場：明治学院大学 白金キャンパス（ 東京都港区白金台 1-2-37）

※ 詳細 http://www.jilg.jp/topics/2019/10/08/1298 参照

■１２月８日（日）13:30～

「指定廃棄物に関するシンポジウム」

□ 会場：栃木県弁護士会館 ※ 詳細４頁参照

無責任な栃木県の種子条例

山 口 正 篤（元県農業試験場職員、研究所理事）

10 月 7 日の栃木県議会で、栃木県版種子条例（栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例）が採択されました。この条例は多くの問題点があります。稲・麦・大豆の種子生産、品種開発を支えてきた「主要農作物種子法」（種子法）が、昨年４月に突然廃止されました。理由は「民間が参入しやすくするため」とされ、大企業や海外種子業界を支援するためでした。これでは県が農家のために種子を安心して生産できないとの運動が全国で広がり、種子法とほぼ同様の内容の「種子条例」がすでに主要な 11 県で制定されました。我が栃木県でも「種子条例」を求める運動もあり、９月県議会で制定する準備が行われてきました。しかしその条例の中身は無責任な内容でした。

①県の農業推進に重要な種子生産計画を県が策定せず民間団体に委託する。②県は種子の審査を行わず、栽培する圃場の選定、圃場での審査、種子の品質に責任を持たない。③原種生産も民間に委託できるようにする。などの問題点があります。

特に、②は重要で、種子を生産する圃場の審査や種子の品質に対し県は責任を持たず、民間の「種苗事業者」に丸投げする内容です。「県は指導するだけで責任を持たない」という種子条例は全国で初めてのことで、廃止された種子法とも異なる内容です。

6 年前の 2013 年に、水稲種子コシヒカリの発芽率が低い事故が起きたが、これは県の審査、チェックが十分でなかったことも原因の一つとされています。過去にも種子の事故がありましたが、県が種子に責任を持たないことでその危険性がますます増大します。当面、農協などの「種苗事業者」は責任を丸投げされ、種子事故の対応を自前で行わなければならなくなります。

農家にとっては、種子の品質に対し不安が増加するだけでなく、この栃木県「種子条例」のもとで、大企業や海外種子業者が参入しやすくなり、将来的には価格の高い種子、Ｆ１種子、ラウンドアップ耐性種子などを購入する道が開かれることになります。栃木県がその先陣をきることになりかねません。

国が乱暴に種子法を廃止した中で、安定して種子を供給するために県の種子条例は必要です。しかし今回の県の種子条例はあまりにも無責任で、かつ危険な内容でした。

県議会では、農林環境常任委員会で異論が出され、本会議では共産党が反対、民主市民クラブの３名が棄権したようですが、とちぎ自民党議員会等の圧倒的な数の賛成で採択されてしまいました。

今後はこの条例のもとでも、種子の事故が起きないように県の責任ある対応を要求すること、大企業や海外種子業者の進出を監視することが必要です。また、今年度中に全国で 20 数県で種子条例が制定される見込みです。この全国的な流れ（運動）と共に、国が再度「主要農作物種子法」（無責任な栃木県版種子条例とは異なるもの）を制定するよう求めていく運動が重要です。

さようなら原発！栃木アクション2019のご案内

今年も脱原発パレードを**１１月９日(土)１３時**から**宇都宮城址公園**において行います。

ゲストスピーカーは、講談師の神田香織さんと弁護士の只野靖さんです。

神田さんは 2014 年にも登壇し、原発の危険性や自公政権の原発推進政策の問題点を鋭くそしてユーモアたっぷりに話され、パレードにも参加されました。今回も、きっと東電の旧経営者に対する無罪判決や関西電力経営者らに対する利益供与問題に対してメスを入れた話しや脱原発に向けた力強いメッセージを、笑いとともにいただけると思います。

只野さんは、何件もの原発運転差止訴訟を手がけており、栃木県に最も近い東海第二原発の運転差止訴訟では弁護団の中心的な存在です。必ずや東海第二原発の危険性及び運転差止訴訟の現状や見通しについて、最新の情報が得られると思います。

このさようなら原発！栃木アクションは、2011年３月の福島第一原発事故の教訓から、速やかに原子力発電に依存しない社会を作り上げなければならない、そのためには、脱原発が国民の意思であることを、継続的に示す必要があると考え、2012年に立場の異なる県内各層の市民が「脱原発」の一点で結集し、実施することになったものです。2012 年 11 月以降、毎年 11 月に 2000 名を超える参加者を集めた脱原発パレードを実施してきました。

原発は、危険なだけでなくコスト的にも引き合わないため、いずれ滅びゆく運命にあります。ドイツ、オーストリア、イタリア等のＥＵ諸国だけでなく近隣の台湾、韓国までもが脱原発に舵を切っています。

しかし、現政権は、大多数の国民の意思に反し、原発依存の政策を取り続けています。私たちに最も近い東海第二原発についても、多くの問題があるにもかかわらず、2018 年 11 月に稼働延長が認可されてしまいました。

早急にこれを改めさせなければ、将来世代に大きな負の遺産を残すことになります。

原発事故から８年半が経ち、政権のオリンピックムードを盛り上げ国民の関心を原発から逸らせようとの策動もあってか、脱原発パレードへの参加者が少なくなっているのが気がかりです。

依然として脱原発が国民の多数意見であることを示すため、より多くの参加者を集めるとともに、参加者が脱原発に対する決意を一層強固なものにして、このパレードを成功させることが必要です。

是非、是非、ご家族、友人を誘って参加してください。

〒320-0821　宇都宮市一条４丁目５番１１号
℡028-636-0596／fax028-637-4886 e-mail ohki@soleil.ocn.ne.jp
さようなら原発！栃木アクション 2019 代表
弁護士　大　木　一　俊

『指定廃棄物に関するシンポジウム』のご案内

１２月８日（日）午後１時３０分から
栃木県弁護士会館

栃木県弁護士会では、指定廃棄物の問題について、2015年９月５日に、環境省の担当者や塩谷町長をパネリストとして招いたシンポジウムを開催しました。

それ以降、大きな動きがなく時間が経過している状況でしたが、環境省は、2017年７月に、県内に長期管理施設を整備する方針は堅持するものの、同施設の整備には相当の期間を要すると見込まれることを理由に、各農家がその敷地内に保管している農業系指定廃棄物について、保管農家がある市町単位で、１か所又は複数の暫定保管場所を確保し、必要に応じて減容化した上で集約するとの提案（以下「暫定集約案」といいます）を行うに至りました。現在、県内の保管市町は、この提案を受け入れる方向で動いており、今後、その詳細が議論されることとなっています。

上記のような暫定集約案については、現在保管を行っている農家の負担が軽減されるとの評価がある一方、各市町で暫定保管場所を確保して、減容化を行うにあたっては、住民の反対運動が起こることなど、様々な課題が予想されます。

そこで、栃木県弁護士会では、千葉県柏市の仮置場における保管状況の視察や、宮城県の仙南クリーンセンターにおける放射性廃棄物の試験焼却状況の視察、那須塩原市の保管農家における指定廃棄物の保管状況の視察、環境省や那須町へのヒアリング等の調査を行ってきました。そして、指定廃棄物の問題については、県民の関心も高いことから、上記の調査の結果を報告するとともに、関係者をパネリストとして招いて、シンポジウムを開催し、議論を深めることになりました。

シンポジウムでは、上記の基調報告を行った後、パネルディスカッションを行う予定です。パネルディスカッションにおいては、パネリストとして、那須塩原市長（渡辺美知太郎氏）、環境省の担当職員、那須塩原市の酪農家、廃棄物の反対運動に取り組んできた市民（当会の事務局である長谷川さんにお願いすることになっています。）の４名に、暫定集約案の意義と課題、今後の手続きの進め方等について議論していただく予定です。

入場無料で、一般の市民の方も参加可能ですので、会員の皆様も、ご参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長：野崎 嵩史

2015年のワンシーン

第24回全国小さくても輝く自治体フォーラム

10 月４日～５日、群馬県南牧村で「第24回全国小さくても輝く自治体フォーラム」が開催されました。茂木町の会員や事務局など４名が参加してきました。

■ **第１日目の全体会**は、南牧村長谷川村長、フォーラムの会会長滋賀県日野町藤澤町長の歓迎のあいさつの後、**○記念講演「小さな自治体のしなやかな自治は、「自治体戦略 2040 構想」の自治破壊に負けない」**/白藤博行(専修大学法学部)、**○リレートーク**・「なんもく版総合戦略」をいま読み解く～小規模市町村の共通課題として～／コーディネーター・牧山正男（茨城大学農学部地域総合農学科）・川場村のむらづくり／外山京太郎（群馬県川場村長）・目的持参型移住について／五十嵐　亮（南牧村移住者）・新時代における「移住・定住・定着」のぐんまモデルを目指して～農山村（グリーンエリア）で創る幸せな暮らし／中村茉由（群馬県片品村地域おこし研究会）

■ **第２日目の分科会**は、**○ 第１分科会「移住・定住」**・小規模市町村にとっての「移住・定住」を考える／助言者・茨城大学牧山正男・高知県馬路村／中嶋健次(馬路村副村長)　**○ 第２分科会「地域資源活用・地域振興」**・地域経済振興の基本的な考え方を学ぶ／助言・横平龍宏(大月市立短期大学経済科)・木質バイオマスエネルギーの活用／佐藤　伸（群馬県上野村振興課）・地域資源活用・地域振興／山本嘉光（群馬県中之条町企画政策課）・大川村プロジェクトの全体像／近藤諭士（高知県大川村むらづくり推進課）

○ 第３分科会「都市・農村交流」・農業・農村の多元的価値―都市農村交流のこれからを考える―／助言･片岡美喜（高崎経済大学地域政策学部）・おもてなし日本一のトレイルランニングレース／黒渾英雄（群馬県神流町総務課）・川場村のむらづくり／戸部正紀（群馬県川場村村づくり推進課）・日野町における都市・農村交流／中江　凌（滋賀県日野町商工観光課）

■ **全体会**

最後の全体会では、分科会の報告とアピールの採択、次回は高知県大川村での開催を確認して終了しました。

****

合併市での旧町村の衰退や人口減少を理由に自治体消滅や職員半減などを煽る国の動きのなかで、自立を選択し、住民とともに地域振興、移住・定住、都市農村交流などに取り組み、人口増や豊かな地域づくりなど優れた成果をあげている小規模自治体の活動に励まされたフォーラムでした。

小さくても輝く自治体フォーラム IN 群馬県南牧村アピール

自治体戦略 2040 構想研究会報告を受けて、昨年８月、第 32 次地方制度調査会が発足し、圏域や公･共･私のあり方を含む地方行政体制のあり方に関して内閣総理大臣から諮問がなされました。わたしたちは、特に圏域行政の法制化が小規模市町村の自治を奪うことについて重大な懸念を抱きながら、地制調の審議状況を注視しています。

今年７月 31 日の地制調総会において中間報告が取りまとめられました。圏域行政に対する全国町村会などの厳しい批判もあって、中間報告では圏域の法制化等について具体的な内容は述べられていません。その代わり、地域や組織の枠を越えた連携が強調されています。

自治体間の連携は、中心市に飲み込まれたり、画一的なものであってはならず、地域の実情に即した自主的なもので、自治体間の関係が対等平等なものでなければなりません。中間報告が提起する地域や組織の枠を越えた連携のあり方やその制度化が、都市と農山村の独自性が軽視されて、集権的な行政体制合理化のための制度となってしまったり、小規模市町村の自治が破壊されるような方向に向かわないよう、今後も注視する必要があります。

今回のフォーラムでは、開催地である群馬県南牧村の取組みに大いに学びました。南牧村は、『幸齢者日本一の村』を目指し、住民同士のつながりや幸福感を育む地域づくりや移住・定住の取組みでも優れた成果をあげ、「増田レポート」=が指摘した「消滅可能性」予測を自治の実践により覆しています。

地域振興、移住・定住、都市農村交流などで、群馬県の町村をはじめ全国の優れた実践について学び合い、あらためて小規模自治体の存在意義に確信を深めるとともに、農村の底力を再認識することができました。また、都市と農村の連携を含む多様で創造的な自治体間連携の成果を確認することができました。

私たちは、小規模自治体の存在意義を発揮して地域や住民の生活を豊かにする地域づくりの実践を今後も積み重ねて、小規模市町村をはじめとした地方自治の維持と発展の重要性について国民のみなさまに広く訴えるものです。

令和元年（2019 年）10 月５日

第 24 回小さくても輝く自治体フォーラム in 南牧村　参加者一同

第 24 回小さくても輝く自治体フォーラムに参加して

渋 谷 敏 夫（茂木町）

１０月４，５日と群馬県南牧村で開かれたフォーラムに参加しました。このフォーラムに参加するのは初めてです。栃木県からの参加者は私を含めて４人でした。全体では約１６０人の参加での開催でした。もう少し大きな集会になるのかと期待していたのですがちょっと残念な思いです。でも北は北海道から南は九州まで日本の各地からの参加者。小さな自治体でも住民の生活を豊かにする地域づくりに取り組もうとする熱意を感じることできました。

このフォーラムは政府主導の「平成の大合併」の動きに抵抗し、「自立」の道を選び合併に頼らない町づくりを進めようと

2003年２月に長野県栄村で開かれたシンポジウムが始まりです。恒常的な組織を、という事で2010年５月に、67の町村・町村長の参加で「小さくても輝く自治体フォーラムの会」として発足しました。

南牧村は群馬県南西部の山深い村です。人口は1900人弱、高齢化率が63%で全国一位。田畑はどこに在るのだろうと思うほどの山村です。2014年の「増田レポート」で消滅する可能性がある自治体のトップに挙げられたのも南牧村でした。

このことがかえって刺激となり2010年に若い人たちが中心となり「南牧村山村ぐらし支援協議会」をつくりました。行政と協力し空き家調査を手始めに、移住者の呼び込みを中心とした活動を展開しています。当初は都市部からの退職者が主だったが近年は若い人の移住が確実に増えて転入者が転出者を上回るようになったとのことです。村としても特養老人ホームの建設など雇用の確保につとめ、当然のことながら行政としてインフラの整備、子育てのための行政サービスの充実に取り組んできたとの事です。（学校給食費・保育料の無料化、中学生までの医療費無料など）

移住者と住民の交流会を開き、年４回広報誌「なんもく山村暮らし通信」を発行して会の活動・移住の取り組み状況・移住者の紹介などを村の広報誌と一緒に住民に知らせています。行政と住民が協力し合うこのような柔軟な活動は小さい自治体だからこそできるのだと実感しました。

このような活動が現在まで持続されてる要因として移住・定住の分科会で以下の3点が報告されました。

・村を良くしたいという住民の強い願い
・住民と行政をつなぐ人の存在
・住民と行政とが一緒になって議論することで相互理解増のスキーム

大規模な自治体ではできないような活動で私たちも大いに学ぶことが有ると思いました。

開会の時の藤澤会長（滋賀県日野町長）の挨拶が特に印象に残りました。

① 第32次地方制度調査会で、小さな自治体では行政が担えないかのような議論がなされている。「圏域行政」や都道府県と市町村の２層制の柔軟化など。「圏域行政」は近隣中核都市に権限を集中し町村の自治を後退させかねない。住民、役場職員が自らの地域を大切に思い地域活性化のために頑張ろうとしている時に冷水を浴びせるような動きは見過ごすことはできない。

② ＡＩ等の活用で自治体職員数は半減できると言うのはあまりにも乱暴な議論であり机上の空論。技術革新を生かすことは大事だが、自治体の仕事は、福祉や教育・防災をはじめ人と人とのつながりを生かさなければ成り立たない。顔と顔をあわせ、心をかよわせ人々との交流・交流を広げていくことが大事。小さい自治体だからこそこのことがができる。

全体会・分科会で数人の首長の話を聞くことができました。皆さん個性的であり、小さくても輝く自治体をするのには首長の姿勢がとても大事だという事も実感しました。住民の声を行政に届ける活動を続けることの大切さも実感しました。

次回の開催は四国の大川村。人口400人という日本で一番小さい自治体です。人口が減少すること自体を悲観することはない、小さいからこそ輝く自治を実現できる。ぜひ参加したいと思っています。

議員力アップで、わがまちの未来をひらく

写真提供：(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

第48回 市町村議会議員研修会 in 名古屋

日 時：2019年11月5日(火)・6日(水)　会 場：ウインクあいち 愛知・名古屋市(JR名古屋駅 徒歩5分)
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

受講料(税込)：市区議会議員 30,500円／同 自治体問題研究所個人会員 28,500円
町村議会議員 20,500円／同 自治体問題研究所個人会員 18,500円
議会事務局・一般 18,500円／同 自治体問題研究所個人会員 15,500円

定員：180名
(2日間通し参加のみ)

1日目 全体会 13:00～16:50(休憩・質疑含む)

講 演 自治体再編の流れをみすえ、これからの社会保障を考える
立教大学コミュニティ福祉学部教授 芝田英昭

2日目 選科3コース 9:30～15:30(休憩・質疑含む) 選科A・B・Cのいずれかをお選びいただきます

選科Ⓐ 持続可能な社会に向け、交通権を保障した地域交通政策を考える
愛知大学非常勤講師(交通運輸政策論) 可児紀夫

選科Ⓑ 市町村財政分析でひらく、まちの未来 元國學院大學経済学部兼任講師 渡辺繁博
杉戸町のまちづくりを考える会代表/埼玉自治体問題研究所副理事長 木村芳裕

選科Ⓒ 介護保険・医療保険 制度の現況と自治体の課題
服部メディカル研究所 所長 服部万里子

詳しくはチラシをご請求ください。ホームページからもお申し込みできます

申込先：㈱自治体研究社・第48回議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
Tel 03-3235-5941 Fax 03-3235-5933 E-mail：info@jichiken.jp http://www.jichiken.jp/

企 画：自治体問題研究所
主 催：㈱自治体研究社

豪雨災害と自治体

● 防災・減災を考える

定価（本体1600円＋税）

大阪自治体問題研究所・自治体問題研究所編

毎年のように豪雨災害が猛威を振るっている。その原因・メカニズムを気象学、被害の拡大を地質学から追究し（寺尾徹・田結庄良昭）、2018年の豪雨が各地にどのような災害をもたらしたか、現地からの詳細な報告を収める。そして、このような災害に対して自治体はどう対応すればよいのか、防災と減災の視点から問う（室崎益輝・塩崎賢明ほか）。

Ⅰ 豪雨災害のメカニズム　人間と災害の間合いを地球温暖化はどう変えるか／日本の地質・地形の特質がもたらす西日本豪雨の災害　Ⅱ 現場で何がおきていたのか　岡山県●防げたはずの豪雨災害／広島県●全国最多の土砂災害危険地帯で起きた災害／愛媛県●農林水産業と中小企業の被災／兵庫県●神戸市灘区篠原台の盛土開発地の崩壊による土石流被害／京都府●災害時の自治体連携と自治体疲弊　Ⅲ 防災・減災のまちづくりへの課題　減災まちづくりと自治体の役割／避難所・避難生活の現状と課題／災害時の公務・公共職場

自治体研究社 当社の書籍は、ホームページからも購入できます http://www.jichiken.jp/ E-mail info@jichiken.jp